

令和8年度
辻堂地区防犯協会
定期総会 議案書

日時 令和8年5月14日（木） 午後1時～午後2時

場所 辻堂市民センター 2階 アトリエ

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議案

第1号議案 令和7年度事業報告及び決算報告並びに監査報告について

第2号議案 令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について

第3号議案 役員変更（案）について

4 その他

5 閉 会

辻堂地区防犯協会 令和7年度 事業報告（案）

区分	項目	日付	内容等
会議	役員会	4月7日	令和7年度定期総会について等
		6月9日	出張防犯パトロール、防犯だより夏号について等
		7月7日	出張パトロール実施結果、防犯キャンペーンの実施について等
		9月29日	出張防犯パトロールの実施結果について等
		11月25日	子ども見守りわんわんパトロール実施結果、防犯だより冬号の校正について等
		1月26日	令和8年度定期総会について等
	3月9日	令和8年度定期総会について等	
	定期総会	5月9日	令和6年度事業報告及び決算報告並びに監査報告について 令和7年度規約改正（案）について 令和7年役員改選（案）について 令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について
	防犯市民のつどい	11月23日	防犯市民のつどいに参加
事業	地域・警察との連携	通年	地域・警察・行政の連携強化を図り、効果的な犯罪の防止に努めた。
	防犯キャンペーン	7月11日	辻堂駅南口にて啓発用品（自転車ワイヤーロック・かごネット・ポケットティッシュ・ウェットティッシュ・チラシ等）を配布 ※辻堂地区交通安全対策協議会と合同開催
		10月10日	安全・安心まちづくり旬間出陣式への参加（会場 藤沢市役所 本庁舎サンセット広場） ※藤沢防犯協議会主催
		10月14日	小学生の下校時間に合わせて巡回・定点での声かけを実施（子ども見守り活動）
		11月10日	辻堂駅改札前にて防犯ブザーの無料貸出及び啓発用品（ウェットティッシュ・チラシ等）を配布 ※犯罪のない安全・安心まちづくり対策会議主催 ※明治地区防犯協会と合同開催
		12月12日	辻堂駅自由通路および辻堂駅南口にて啓発用品（自転車ワイヤーロック・かごネット・ポケットティッシュ・ウェットティッシュ・チラシ等）を配布 ※辻堂地区交通安全対策協議会と合同開催
	1月10日	110番の日キャンペーンとして藤沢駅サンパール広場にて、啓発活動を実施 ※警察・藤沢防犯協議会共催	
市民センターまつり	11月8日・9日	藤沢市防犯VR体験の実施、防犯用品の展示・販売、防犯ブザーの貸出、防犯窓枠模型の展示、青色回転灯展示、出張防犯パトロール実施結果の掲示、特殊詐欺の音声体験、啓発用品の配布	

区分	項目		日付	内容等
事業	情報提供	防犯だより	7月25日	『防犯だより夏号』の発行 ※各戸配布
			2月25日	『防犯だより冬号』の発行 ※各戸配布
	防犯 パトロール	自治会・町内会	通年	各自治会・町内会が輪番制を基にパトロールを実施
			2月	令和8年度パトロールの予定表を各自治会・町内会へ周知
		市内一斉 パトロール	10月10日	安全・安心まちづくり旬間にあわせた市内一斉のパトロールに参加 ※犯罪のない安全・安心まちづくり対策会議主催
		わんわん パトロール	10月17日	小学生の下校時間に合わせて「子ども見守りわんわんパトロール」を実施。地区内4か所に結集し、一斉に見守りわんわんパトロールを実施。 堂面第2公園：3隊員3保護者 北町公園：6隊員5保護者 辻堂高砂西公園：3隊員3保護者 浜見山公園：2隊員3保護者
		繁華街環境浄化 パトロール	12月3日	繁華街の環境浄化パトロールとして、藤沢駅周辺のパトロールに参加 ※犯罪のない安全・安心まちづくり対策会議主催
		出張防犯 パトロール	5月28日 6月16日 10月17日	自治会・町内会が行う防犯パトロールに当協会役員や警察等が参加し、協力してパトロールを実施 (5/28：湘平会・6/16：辻堂西町町内会・10/17：辻堂東海岸3丁目町内会)
		防犯の日	通年	『防犯の日』毎月10日(土・休日の場合は別途) 青色回転灯を点灯し辻堂地区を巡回
		警察・地域 合同	通年	『警察合同パトロール』毎月第3水曜日(休日の場合は別途) 警察車両と合同で青色回転灯を点灯し辻堂地区を巡回
		交番の日	通年	『交番の日』毎月27日(土・休日の場合は別途) 青色回転灯を点灯し辻堂地区を巡回
		その他	通年	不審者情報等により学校周辺を集中的にパトロール巡回
	研修会		5月9日	定期総会後に防犯意識向上のため研修会を開催 内容：特殊詐欺等について 講師：藤沢警察署員
	高齢者詐欺被害防止対策		5月12日 6月2日 10月6日 12月1日 12月22日 1月26日 2月9日	おたのしみ昼食会にて、特殊詐欺防止のための啓発活動
	子ども見守り活動		通年	平成27年度から『子ども見守り活動』を重要取り組み課題と指定し、地区内の自治会町内会等へ活動の呼びかけを実施 子ども110番プレートを地区内の自治会町内会等の希望者へ配布
	生活マナーアップ啓発事業		通年	啓発用品の配布等による啓発活動
	わんわんパトロール事業		通年	防犯パトロールグッズを着用して地区内の安心安全の視点で愛犬と散歩をすることで、街頭犯罪を未然に防ぎ、地域住民の防犯意識の高揚を図る。 防犯だより夏号・冬号等でのチラシ配布にて参加者の募集を行った。 総登録数は111匹。令和7年度は、24匹の新規登録があった。
	防犯ブザー貸出		通年	防犯ブザーを住民へ貸し出すことで、街頭犯罪を未然に防ぐ。 令和7年度は166個貸出
	女性防犯		通年	藤沢女性地域安全推進会の活動へ協力
その他	賀詞交換会		1月	辻堂地区賀詞交換会へ役員が参加

令和7年度 辻堂地区防犯協会 決算（収支計算書）及び監査報告

2025年4月1日から2026年3月31日まで

収入

単位：円

科目	予算額(A)	決算額(B)	差額(B-A)	説明
会費	276,320	277,960	1,640	@20×13,898世帯
補助金	63,900	63,900	0	藤沢市防犯連合協議会
協力金	10,000	9,200	△ 800	防犯用品売上
雑収入	10	254	244	決算利息他
繰越金	85,708	85,708	0	
合計	435,938	437,022	1,084	

(E)

支出

単位：円

科目	予算額(C)	決算額(D)	残額(C-D)	説明
活動費	300,000	209,081	90,919	啓発用品・パトロール用品の購入
負担金	10,000	10,000	0	藤沢防犯協議会(藤沢女性地域安全推進会)への負担金
会議費	16,000	15,991	9	会議賄い等
事務費	90,000	82,348	7,652	郵便料金・事務用品等
交際費	18,000	16,500	1,500	賀詞交換会
予備費	1,938	0	1,938	
合計	435,938	333,920	102,018	

(F)

収支

収入済額	437,022	(E)
支出済額	333,920	(F)
差引残額(翌年度繰越金)	103,102	(E-F)

令和7年度辻堂地区防犯協会の収入及び支出の決算について、上記のとおり報告します。

令和8年 3月31日
辻堂地区防犯協会

会計

佐々木春吉

令和7年度辻堂地区防犯協会の収入及び支出の決算について、関係書類を精査したところ、正確かつ適正であることを認めます。

令和8年 3月31日
辻堂地区防犯協会

監事

岸喜代志

辻堂地区防犯協会 令和8年度 事業計画（案）

区分	項目	時期	内容等	
会議	役員会	随時	事業についての協議等	
	定期総会	5月14日	令和7年度事業報告及び決算報告並びに監査報告について 令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について 役員の変更（案）について	
	防犯市民のつどい	11月14日	防犯市民のつどいに参加 ※藤沢市防犯連合協議会主催 会場：藤沢市民センター・労働会館等複合施設 Fプレイス ホール	
事業	地域・警察との連携	通年	地域・警察・行政の連携強化を図り、効果的な犯罪の防止に努める。	
	防犯キャンペーン	7月	啓発用品の配布等による啓発活動	
		10月		
		12月		
		10月	安全・安心まちづくり旬間 （旬間期間中に藤沢駅北口周辺にて啓発活動の実施）	
		10月14日	小学生の下校時間に合わせて巡回・定点での声かけ （子ども見守り活動）	
		11月	辻堂駅改札前にて防犯ブザーの無料貸出及び啓発用品の配布	
		1月	110番の日キャンペーンに参加 ※警察・藤沢防犯協議会共催	
		随時	犯罪の発生状況に応じて、適宜実施 啓発用品の配布等による啓発活動	
	市民センターまつり	11月	藤沢市防犯VR体験の実施、防犯用品の展示・販売、防犯ブザーの貸出、防犯窓枠模型の展示、青色回転灯展示、出張防犯パトロール実施結果の掲示、特殊詐欺の音声体験、啓発用品の配布	
	情報提供	防犯だより	7月	『防犯だより夏号』の発行 ※各戸配布
			2月	『防犯だより冬号』の発行 ※各戸配布
	防犯パトロール	自治会・町内会	通年	各自治会・町内会が輪番制を基にパトロールを実施
			2月	令和9年度パトロールの予定表を各自治会・町内会へ周知
		海岸周辺夜間パトロール	7月	夏期江の島周辺夜間パトロールに参加 ※犯罪のない安全・安心まちづくり対策会議主催
		地区内一斉わんわんパトロール	10月16日	小学児童の下校時に合わせ、地区内一斉わんわんパトロールを実施。
		市内一斉パトロール	10月	全市一斉パトロールに参加 ※犯罪のない安全・安心まちづくり対策会議主催
		繁華街環境浄化パトロール	12月	繁華街環境浄化パトロールに参加 ※犯罪のない安全・安心まちづくり対策会議主催
		出張防犯パトロール	通年	自治会・町内会が行う防犯パトロールに当協会役員や警察等が参加し、協力してパトロールを実施
		防犯の日	通年	『防犯の日』毎月10日 地域における自主的な巡回活動の促進を図る
警察・地域合同		通年	毎月第3水曜日（休日の場合は別途） 警察車両と合同で青色回転灯を点灯し辻堂地区を巡回	
交番の日		通年	『交番の日』毎月27日 地域における自主的な巡回活動の促進を図る	
その他		随時	不審者情報等あれば、学校周辺を中心に、集中的なパトロール巡回	

区分	項目	時期	内容等
事業	研修会	年1回	防犯意識向上のため研修・情報交換会の開催
	子ども見守り活動	通年	平成27年度から『子ども見守り活動』を重要取り組み課題と指定し、地区内の自治会町内会へ活動の呼びかけを実施 子ども110番プレートを地区内の自治会町内会へ配布
	生活マナーアップ啓発事業	通年	啓発用品の配布等による啓発活動
	わんわんパトロール	通年	防犯パトロールグッズを着用して地区内の安心安全の視点で愛犬と散歩をする。子どもの見守り活動を行い、街頭犯罪を未然に防ぎ、地域住民の防犯意識の高揚を図る。 登録者の増加に向けて事業内容の周知を継続する。
	防犯ブザー貸出	通年	防犯ブザーを住民へ貸し出すことで、街頭犯罪を未然に防ぐ。 貸出した防犯ブザーの管理を行う。 問い合わせ先：辻堂市民センター 地域づくり担当
	高齢者詐欺被害防止対策	通年	おたのしみ昼食会（辻堂地区社会福祉協議会主催）等で特殊詐欺防止のための啓発活動を行う。
	女性防犯	通年	藤沢女性地域安全推進会の活動へ協力
その他	賀詞交換会	1月	辻堂地区賀詞交換会へ役員が参加

辻堂地区防犯協会
令和8年度 予 算 (案)

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

収 入

(単位 : 円)

科 目	令和7年度 予 算 額 (A)	令和7年度 決 算 額 (B)	令和8年度 予 算 額 (C)	増 減 (C-A)	説 明
会 費	276,320	277,960	277,960	1,640	@20×13,898世帯
補助金	63,900	63,900	63,900	0	藤沢市防犯連合協議会
協力金	10,000	9,200	10,000	0	市民センターまつり
雑収入	10	254	10	0	預金利子
繰越金	85,708	85,708	103,102	17,394	令和7年度繰越金
合 計	435,938	437,022	454,972	19,034	

支 出

(単位 : 円)

科 目	令和7年度 予 算 額 (D)	令和7年度 決 算 額 (E)	令和8年度 予 算 額 (F)	増 減 (F-D)	説 明
活動費	300,000	209,081	300,000	0	啓発用品、パトロール用品の購入
負担金	10,000	10,000	10,000	0	藤沢防犯協議会(藤沢女性地域安全推進会)への負担金
会議費	16,000	15,991	16,000	0	会議賄い等
事務費	90,000	82,348	90,000	0	郵便料金、事務用品購入費等
交際費	18,000	16,500	18,000	0	賀詞交換会
予備費	1,938	0	20,972	19,034	
合 計	435,938	333,920	454,972	19,034	

辻堂地区防犯協会

役員変更（案）について

役職	令和8年度		備考	役職	令和7年度		備考
	氏名 ※敬称略	選任区分			氏名 ※敬称略	選任区分	
会長	橋本 美知子	女性地域安全指導員		会長	橋本 美知子	女性地域安全指導員	
副会長	佐藤 優子	藤沢ニューライフ自治会		副会長	佐藤 優子	藤沢ニューライフ自治会	
//	山田 均	地域協力者	変	//	山田 均	西町町内会	
会計	佐々木 春吉	地域協力者	変	会計	佐々木 春吉	防犯指導員	
監事	岸 喜代志	辻堂仲町町内会		監事	岸 喜代志	辻堂仲町町内会	
常任理事	早川 清	地域協力者	退	常任理事	早川 清	地域協力者	
//	森 康博	地域協力者	変	//	森 康博	太平台明和会	
//	杉原 栄子	女性地域安全指導員		//	杉原 栄子	女性地域安全指導員	
//	国松 誠	地域協力者	変	//	国松 誠	東町町内会	
//	熊倉 旨宏	地域協力者	変	//	熊倉 旨宏	FujisawaSSTコミッティ	
//	曾我 慎一	地域協力者		//	曾我 慎一	地域協力者	
//	神尾 慶宏	北町町内会		//	神尾 慶宏	北町町内会	
//	有賀 正義	地域協力者		//	有賀 正義	地域協力者	
//	神尾 江里	地域協力者		//	神尾 江里	地域協力者	
//	松長 由美絵	地域協力者		//	松長 由美絵	地域協力者	
//	副嶋 宏枝	防犯指導員	新	相談役	三堀 公義	地域協力者	
相談役	三堀 公義	地域協力者		//	植木 フミエ	地域協力者	
//	植木 フミエ	地域協力者	退				

新 = 令和8年度から新たに任命される役員となります

退 = 令和7年度で退任される役員となります

変 = 令和8年度から令和9年度にかけて役職・選出を変更される役員となります

辻堂地区防犯協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、辻堂地区防犯協会という。

(目的)

第2条 この会は、犯罪のない明るい社会を築いていくため、地区住民の自主的活動により、地域に密着した防犯運動を推進していくため組織した会である。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯運動の意識高揚を図ること。
- (2) 防犯灯等防犯設備の設置促進に関すること。
- (3) 関係諸団体との協力事業に関すること。
- (4) その他、防犯活動に関すること。

(事務局)

第4条 この会の事務所は、辻堂市民センター内に置く。

第2章 組織

(委員)

第5条 この会は、次の者をもって組織し、委員とする。

- (1) 辻堂地区の自治会・町内会が選出した、防犯関係の代表者
- (2) 防犯指導員及び女性地域安全指導員
- (3) その他、辻堂地区の防犯活動に関心があり、この会の趣旨に賛同するもので防犯協会が認めたもの。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名以内
- (3) 会計2名以内
- (4) 常任理事若干名

(役員を選出)

第7条 役員は、委員の中から総会で選出する。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務全体の執行にあたる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会計業務を処理する。
- 4 常任理事は、会務の執行にあたる。

(監事)

第9条 この会に監事を置き、この会の会務及び会計を監査する。

- 2 監事は2名以内とする。
- 3 監事は、委員の中から総会で選出する。
- 4 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第10条 役員及び監事の任期は2年とし、当該年度総会の終了の時までとする。ただし、補充の役員・監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員及び監事は、再任されることができる。

第3章 会議

(会議)

第11条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年度の当初に開催し、臨時総会は、役員会において必要と認めた場合、又は、委員の3分の1以上の要請があった場合に開催する。
- 3 総会は、委員の過半数をもって成立し、成立については委任状を認めるものとする。
- 4 役員会は、役員で構成する。
- 5 役員会は、必要に応じ開催する。
- 6 この会の会議は、すべて会長が招集する。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算

- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 規約等の制定又は改廃
- (4) 前各号に掲げるもののほか、役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第13条 役員会は、次に掲げる事項を執行処理する。

- (1) 事業計画案及び収支予算案の作成
- (2) 事業計画及び収支予算の執行
- (3) この会の運営に関し必要と認めた事項

(会議の運営)

第14条 総会の議長は出席者の互選とし、役員会の議長は会長があたる。

(議事)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 会計

(経費)

第16条 この会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

(会費)

第17条 会費は、各自治会・町内会を単位として、一世帯当り年額20円とする。

(会費の納入時期)

第18条 会費は、毎年6月30日までに会計に納入する。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5章 その他

(部会)

第20条 この会の運営上必要と認めるときは、部会を設けることができる。この場合、部会長等の選任は役員会で行うものとする。

(相談役)

第21条 この会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、必要に応じ、会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第22条 この会の事務を的確且つ迅速に処理するため、事務局に事務局職員を置き、事務局長に、辻堂市民センター長を委嘱する。

(規約に定めのない事項等の処理)

第23条 この会の規約にない事項及び緊急に処理する必要があると認めた事項については、役員会で決定し、総会で報告するものとする。

この規約は、昭和46年6月23日から施行する。

この規約は、昭和50年4月17日から施行する。

この規約は、昭和57年5月18日から施行する。

この規約は、平成12年5月17日から一部改正。

この規約は、平成14年5月21日から一部改正。

この規約は、令和7年5月9日から一部改正。